コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE HORIBA, Ltd.

最終更新日：2015年4月20日
株式会社堀場製作所
代表取締役会長兼社長 堀場厚
問合せ先：総務部 075-313-8121
証券コード：6856
http://www.horiba.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「オープン＆フェア」を基本理念に、経営の透明性追求や企業価値の最大化をめざした、国際社会に通用するガバナンス体制を構築するため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の整備、経営監視機能の向上やコンプライアンス体制の強化等を図ると共に、株主をはじめ、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築くように取り組んでいる。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,162,400	7.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,987,700	4.67
TAIYO FUND, L. P.	1,781,100	4.19
ピクテアンドシーヨーロッパエスエー	1,462,100	3.44
全国共済農業協同組合連合会	1,287,500	3.03
堀場 雅夫	1,150,000	2.70
株式会社 京都銀行	828,500	1.95
堀場 厚	810,100	1.90
堀場洛楽会投資部会	779,993	1.83
ジャパン リ フイデリテイ	673,100	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主を有していない。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉田正博	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、eおよびfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉田正博	○	――	国際経験豊かで、金融に関する造詣も深いうえ、取締役、監査役としての経験も有していることから、経営方針や戦略の多方面からの検討、経営判断の質・透明性の向上、業務執行監視機能の強化を図るために選任している。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に現職及び過去の経歴において、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性が保たれていることから、独立役員として指定した。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携状況
監査役は、会計監査人と適時情報交換・意見交換を行うと共に、必要な報告を受けている。とりわけ、期末に際しては、会計監査の方法、実査の内容、その他監査過程の一連の説明を受け、また監査役自身も随時監査に立ち会っている。なお、先期(2014年1月1日～2014年12月31日)は会計監査人と、通常・決算監査等で11回協議している。

監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査部門は、連携を深め、品質(ISO 9001)、環境(ISO 14001)、労働安全衛生(OHSAS 18001)、医療機器の品質(ISO 13485)、事業継続(ISO 22301)、道路交通安全(ISO 39001)に基づく要求監査や、経営方針の浸透、その他規格に基づく監査をはじめ、通常業務、輸出管

理業務、法務管理業務、固定資産管理業務、公的補助金業務、子会社管理業務等、様々な内部監査を行う機能を設け、情報交換を通して、監査内容のより一層の質と量のアップをめざしている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石角完爾	弁護士										○			
石田敬輔	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石角完爾	○	石角完爾が代表弁護士を務める千代田国際経営法律事務所とは、顧問弁護士契約を締結している。当社は同事務所へ顧問料を支払っているが、その額は僅少であり独立性に影響を及ぼすような重要性はないと判断している。	弁護士としての専門的見地から、経営判断の質・透明性の向上、経営監視機能の強化を図るために選任している。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に現職及び過去の経歴において、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性が保たれていることから、独立役員として指定した。
石田敬輔	○	石田敬輔が代表取締役会長兼社長を務める株式会社写真化学とは、一般的取引条件にしたがってカタログ印刷等の取引を行っている。当社と同社の取引額は当社の売上高に対して0.2%未満、同社の売上高に対して3%未満と独立性に影響を及ぼすような重要性はないと判断している。	経営者としての豊富な経験から、経営判断の質・透明性の向上、経営監視機能の強化を図るため選任している。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に現職及び過去の経歴において、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性が保たれていることから、独立役員として指定した。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社において、取締役の報酬は、基本報酬(定期同額給与等)に加え、各事業年度の業績に連動した年1回の利益連動給与及び退職慰労金に代わる中長期的な業績に連動したストックオプションにより構成されている。

このうち、利益連動給与については、当社では、2015年3月28日開催の取締役会において、2015年12月期における法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与に該当する役員給与につき、次の算定方法に基づき支給することを決議した。なお、その算定方法について、監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領している。

a.取締役に支給する利益連動給与は、賞与係数Aに賞与係数Bを乗じた金額(10万円未満切捨)とする。
b.賞与係数Aは、当社の連結当期純利益に6%を乗じた金額とし、その上限を500百万円、下限を0円とする。
c.賞与係数Bは、取締役の役職ポイントを全取締役の役職ポイントの合計で除したものとする(各役職位の役職ポイントは最新の有価証券報告書(2015年3月30日提出)を参照)。

各取締役に対する利益連動給与の上限は、利益連動給与の算定方法を決定した日(2015年3月28日)におけるc.で定める賞与係数Bと、b.で定

められた賞与係数Aの上限額をもって、a.の算出方法により計算された金額とする。
取締役が期中に退任した場合の利益連動給与は、職務執行期間を満了した場合の利益連動給与支給額を計算し、その金額を在籍月数によって按分計算したものとする(10万円未満切捨)。
利益連動給与の支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員であり、業務執行役員でない取締役(社外取締役を含む。)及び監査役を含まない。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、取締役に対しては株式報酬型ストックオプション制度を導入している。
株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、株価変動のメリットやリスクを株主と共有することにより、取締役の企業価値増大への貢献度を一層高めることを目的として発行するものである。なお、社外取締役や監査役には当該制度を適用しない。
また、コーポレートオフィサー(執行役員)の一部、並びに子会社の取締役及びコーポレートオフィサー(執行役員)に対しても、取締役と同様の理由により、同内容の新株予約権を発行している。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

先期(2014年1月1日～2014年12月31日)に係る取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりである。
取締役6 名 6億8,379万円(うち社外1名 480万円)
監査役3 名 2,160万円(うち社外2名 960万円)

取締役に対する報酬等の額には、2014年4月22日開催の取締役会の決議により付与した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権4,519万円(取締役 5名)が含まれている。なお、社外取締役に対して付与されたストックオプションはない。

なお、取締役のうち、1億円以上報酬を得ている者については、有価証券報告書において個別開示をしている。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、基本報酬(定期同額給与等)に加え、各事業年度の業績に連動した利益連動給与及び中長期的な業績に連動するストックオプションにより構成される。各取締役に対する報酬等の額は、各取締役の役位や役割の大きさ等に応じて決定されている。
ただし、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、基本報酬(定期同額給与等)のみとしている。
なお、取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の補佐は、各業務の担当部署が適宜対応している。
取締役会は、事前準備のうえで審議ができるように、開催通知と一緒に議題を知らせている。
また、社内報、プレスリリース、開示資料などの各種資料を定期的に送付して社内の情報提供を行い、記念式典など社内行事にも出席を要請し、コミュニケーションを密に取っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社であり、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成する監査役会が、取締役会における業務執行の監査・モニタリングを行っている。また、経営方針・目標・戦略等の重要事項に関する経営の意思決定・監督・監視機関として取締役会を、代表取締役社長を補佐する業務執行機関として常勤取締役会、オペレーション会議、経営会議、コーポレートオフィサー(執行役員)制度を設置、制定している。その他、内部監査部門として、代表取締役社長直属かつ他部門から独立した組織のグループ経営監査室を設置し、当社及びグループ会社における業務活動が法令、定款及び社内ルールに基づき適法かつ公正に運営されているかの検証及び改善のための助言、勧告活動を行っている。内部監査及び監査役監査、会計監査の相互連携においては、監査結果について適宜情報交換を実施している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1)現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由
当社の各機関はそれぞれの役割を果たし、連携しあうことで、当社のコーポレート・ガバナンスの体制は有効に機能している。

(2)社外取締役の当社における役割や機能
当社は、幅広い知識、経験を持つ人材を社外取締役に選任することで、経営方針や戦略の多方面からの検討、経営判断の質・透明性の向上、業務執行監視機能の強化を図っている。
社外取締役は、取締役会に出席し、議決事項に関する審議や決定に参加するほか、業務執行等の報告を受け、必要に応じて当社の経営に対する貴重な指摘、意見を述べている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日から3週間程度前に発送している。また、2012年３月から招集通知を当社ホームページに掲載している。
集中日を回避した株主総会の設定	決算日が12月31日のため、３月下旬に株主総会を開催している。株主の参加を促すため、土曜日に開催している。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使が可能である。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用している。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知及び株主総会参考書類を作成し、東京証券取引所及び株式会社ICJに提出している。
その他	株主総会では、映像を用いて事業報告を行う他、業績予想や今後の事業展開についても説明を行い、出席される株主に会社の状況がわかりやすいように運営を行っている。また、株主に当社の事業内容に対する理解を深めてもらうため、株主総会終了後、社長による最近のトピックスの報告、取締役等との懇談会の開催を行っている。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の投資フェアやセミナーなどに参加し、IR担当役員が個人投資家向けに説明する機会を適宜設けている。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表及び第2四半期決算発表後、社長自身による説明会を開催している。また、第1四半期決算発表及び第3四半期決算発表後、担当役員による電話説明会を開催している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2014年は、ヨーロッパ、アメリカで、約20社の投資家訪問を行った。国内においても、証券会社主催の海外投資家向けカンファレンスに、年5回参加した。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.horiba.co.jp/ 内容としては、IR 情報、会社概要、社長メッセージ、セグメント別概要、財務情報、IR カレンダー、株式・社債情報、アナリスト・カバレッジ、コーポレートフィロソフィー（以上、和・英）、ライブラリー（決算短信（和・英）、（株主への）報告書、HORIBA Report（統合報告書（和・英））、有価証券報告書、決算説明会資料、決算説明会音声配信等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 担当部署を設置している（経営戦略本部 経営管理部長 福島 武史）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是「おもしろおかしく」及びHORIBAコーポレートフィロソフィー（企業理念）のもと、当社が企業活動を行っていく上で、当社が果たすべき使命と役割を十分に認識し、国際企業として将来にわたり継続的な発展を遂げていくために会社及び役員、従業員が遵守すべき項目について、倫理綱領を作成して定めており、ステークホルダーの立場を尊重することを明記している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境適合設計、グリーンファクトリー（環境に配慮したものづくり）、省エネルギー・廃棄物削減への取組みなど、環境負荷低減に取り組んでいる。また、国内主要グループ会社を含めてHORIBA グループCSR 推進委員会を開催し、グループのCSR 方針、重点施策等を討議・決定している。なお、当社は、地域社会への貢献、文化活動、教育・学術サポート、国際交流など、様々な活動を行っているが、取扱製品が環境計測機器であることから、最先端で付加価値の高い製品・サービスを提供することが環境保全活動、CSR活動につながると認識している。具体的な内容については、HORIBA Report（冊子・Web）にて、報告している。2011年４月には国連グローバルコンパクトに署名し、グローバルなCSR活動に積極的に取り組んでいる。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理綱領において、ステークホルダーに限らず社会への情報開示の姿勢、考え方について定めている。 【行動基準（抜粋）】 情報の開示 当社は、企業秘密や契約上守秘義務を負っている情報を除き、社会が真に必要としている情報を適時に適切な方法で開示することで、常に社会とのコミュニケーションを行い、企業活動を社会の常識から決して逸脱させず、公正で透明性のあるものに保ちます。社会が真に必要としている情報とは、単に法規制上開示が必要とされる情報にとどまるものでないことは言うまでもありません。顧客、取引先、従業員、株主、投資家、地域社会等がそれぞれの立場で当社に関わる者として必要とする情報全般を主体的に発信していきます。従業員は、日ごろのコミュニケーションを通じて、それぞれの立場の人がどのような情報を必要としているのかを的確に把握し、広報担当部署、総務担当部署等の各担当部署を通じて、誠意を持って対応しましょう。また、情報開示の要請等に対しては、次の考え方で対処しましょう。 ・正当な理由のない限り断らない ・事実に反することは決して言わない ・言えないことは、はっきり言えないと言う

	・相手によって対応を変えたり、開示する内容を使い分けたりしない
その他	当社は、2014年１月に「HORIBAステンドグラスプロジェクト」を開始させた。 会社が光を当て、従業員一人ひとりが輝き、その美しさを社会が認めることが、当社の価値創造であり、強さにつながる。同プロジェクトは、多様な価値観を持つHORIBAグループの従業員一人ひとりが力を最大限に発揮し、グローバルに活躍することで、強いHORIBAを実現することを目的としている。当社及び国内グループ会社のプロジェクトメンバーが、４つのワーキンググループに分かれて活動を進め、2014年は、日本が欧米・アジア諸国に比べて遅れている「性別を越えた企業での輝き方」について、新しい意識・視点をHORIBAに取り入れるかという課題に取り組み、計30回・延べ1,100名以上の従業員が参加したワークショップや講演会などを開催した。2015年度は、「働き方改革」「生産性の向上」というテーマで引き続きプロジェクトを推進していく。 【女性の活躍状況】 2014年４月１日付けで、当社初の女性役員（ジュニア・コーポレートオフィサー＜理事＞）が誕生した。同役員は、当社社内大学のHORIBA College学長兼CSR担当で、上述プロジェクトのアドバイザーにも就任している。 なお、当社グループの女性管理職比率は、国内外のHORIBAグループ全体で11%、うち当社においては当社管理職の4%となっている。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
（a）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（イ）取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをHORIBAコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。
取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。
（ロ）コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。
（ハ）内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。
（ニ）法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記（イ）記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。
（ホ）監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
（ヘ）取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任者を選ぶものとする。
（b）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。
（c）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。
（d）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。
（e）当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（イ）グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。また、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。
（ロ）子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。
（f）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。
（g）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（イ）取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に判明の都度、報告するものとする。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
（ロ）社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
（ハ）監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

（2）内部統制システムの整備の状況
当社は、取締役6名（うち社外取締役1名）から構成する定例の取締役会を毎月１回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っている。
取締役会による経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー(執行役員)制度を導入している。取締役はコーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは各部門長に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っている。
常勤取締役、常勤監査役、コーポレートオフィサーが出席する常勤取締役会は原則毎月1回開催され、各担当業務の進捗状況、経営情報の共有、問題点の把握・協議などを行っている。また、取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月２～４回の頻度で定期的に開催され、業務執行に関する報告・検討・決定等を行っている。
内部監査機能として、法定監査以外にも、品質（ISO 9001）、環境（ISO 14001）、労働安全衛生（OHSAS 18001）を統合して運用する統合マネジメントシステム（IMS：Integrated Management System）及び医療機器の品質（ISO 13485）に基づく要求監査やその他規格に基づく監査をはじめ、通常業務、輸出管理業務、法務管理業務、固定資産管理業務、公的補助金業務、子会社管理業務等、様々な内部監査を行う機能を設け、統制環境を整えつつ、リスク評価と対応、統制活動、モニタリングを行っている。
なお、2014年２月に、人命に直接かかわる医用分野において、また、半導体分野を担う連結子会社の株式会社堀場エステックにおいて、事業継続マネジメントシステム（BCMS、ISO 22301）の認証を取得した。BCMSは、企業が事業を進めるうえで起こり得るリスクに対して、マネジメントシステムを通して備えることにより、事業への影響を小さく抑え、継続的な事業遂行を実現させることを目的としている。
また、2014年６月に、道路交通安全マネジメントシステムの認証（ISO 39001）を取得した。ISO 39001は、交通事故の死者や重大な負傷者を減らすことに加え、地域の安全、従業員とその家族を悲惨な交通事故の加害・被害者にしないことを目的としており、道路交通事故による事業リスクの低減をめざしている。今後、これら事業継続、道路交通安全を含めて、効果的・効率的な運用を進めていく。
内部統制の運用の状況としては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、また業務の適正と効率が確保されるために、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、法令等の遵守（コンプライアンス）と損失の危機の管理（リスク管理）の体制等を構築して、コーポレート・ガバナンスの確立をめざしている。財務報告に係る内部統制の評価及び監査の法制化に対応するため、財務報告の適正性の確保に関する内部統制システムを構築し、より適正で信頼性の高い財務報告システムを運用している。

（3）リスク管理体制の整備の状況
当社は、業務に関わる全てのリスクを適切に管理、統制することにより事業を安定的に遂行し、経営資源を保全、企業価値を向上させることを経営上の重要課題として、リスク管理体制を構築している。
リスク管理体制の強化を目的にグループリスク管理規程を制定して、リスクを事業に関するリスク、開発・製造に関するリスク、販売に関するリスク、財務に関するリスクと大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制等について定めている。
リスク管理推進に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループCSR推進委員会がその任に当たることとし、定期的な啓蒙活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、HORIBAグループ全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えている。
HORIBAグループCSR推進委員会は、国内主要グループ会社からメンバーを集め、グループにおけるCSRに関する方針や重点施策の決定を行い、CSRの浸透を図ると共に、前述のリスク管理及びコンプライアンス（法令遵守）体制の強化を図っている。加えて、各社のCSR推進委員会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っている。
また、HORIBAコーポレートフィロソフィー、コンプライアンス管理規程、倫理綱領を制定してコンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然に防止すると共に、違法行為を早期に発見是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム等を設置して、社内の法令遵守意識を高めている。加えて、管理職に対してコンプライアンスに関するセミナーを開催し、受講者を通じて所属員への指導を行っている。
その他に、個人情報保護、輸出管理、その他業務関連法令に対応するリスクの低減・予防、危機対応体制等の強化のため、必要に応じて各種教育を実施している。また、財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムとして、平成21年より業務の有効性と効率性を高め、法令遵守体制の確立、資産の保全を目的とする内部統制推進委員会を組織している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理綱領」において、いつの時代にも企業として実践すべき普遍的な規範である「行動憲章」と、行動憲章を日々の企業行動の中で具体化していく上でのガイドラインとなる「行動基準」を定めている。その中で、反社会的勢力排除に向けた取り組みについては、下述のとおり宣言し、HORIBA グループ役員及び全従業員に周知徹底を図っている。
また、反社会的勢力との絶縁を実践するため、「企業対象暴力関係者対応マニュアル」を制定し、周知徹底を図っている。同マニュアルでは、企業を取り巻く種々の「企業対象暴力」から、当社及び当社の役員・従業員等を防御し、当該暴力による被害の発生を防止するため、企業対象暴力関係者に対する基本的な方針を明確にし、適切な具体的対応要領を実践することを目的に制定しており、「企業対象暴力」に対する基本方針、「企業対象暴力」の防止体制、対応に当たっての基本的な心構え、具体的な対応要領について定めている。

【行動憲章（抜粋）】
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、会社組織として対決し、不法・不当な要求には一切応じない。
【行動基準（抜粋）】
反社会的勢力との絶縁
当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりません。特に、経営に携わる者はこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。暴力団等が、製品クレーム等種々のきっかけを作って関わってきたり、脅しをかけたりして不法な金銭的利益を得ようとする行為を民事介入暴力といいます。当社は民事介入暴力に対しては、「毅然として、恐れず、挑発せず、侮らず、失言せず、要求に屈せず」を原則として、従業員一人ひとりを孤立させず組織的に対応していきます。また、最大限、警察や法律家等の支援を得ていきます。従業員は、「企業対象暴力関係者対応マニュアル」を精読し、実践しましょう。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策は導入していないが、次のような基本方針を有している。

【当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針】
当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー（利害関係者）との相互関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカとして「真のグローバルカンパニー」をめざし、さまざまな産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献することを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任（社会貢献）を果たすことができると考えています。
また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを包括する「HORIBA ブランド」の価値を高める活動を展開していきます。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。
当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと思います。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意見に基づいて行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。
一方、昨今のわが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の短期的な利益のみを追求していると疑われる株式の大量取得行為が存在しつつあると認識しています。仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について充分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。
現在、当社では、株式の買付けや買収に関する濫用的な提案が行われた場合などに備えた体制構築を検討しており、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。
そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、具体的な対抗措置の要否及び内容を決定し、実行する体制を整えます。
これらの方策等については、正式に決定した段階で、法令及び証券取引所規則に従い、適時且つ適切に開示いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

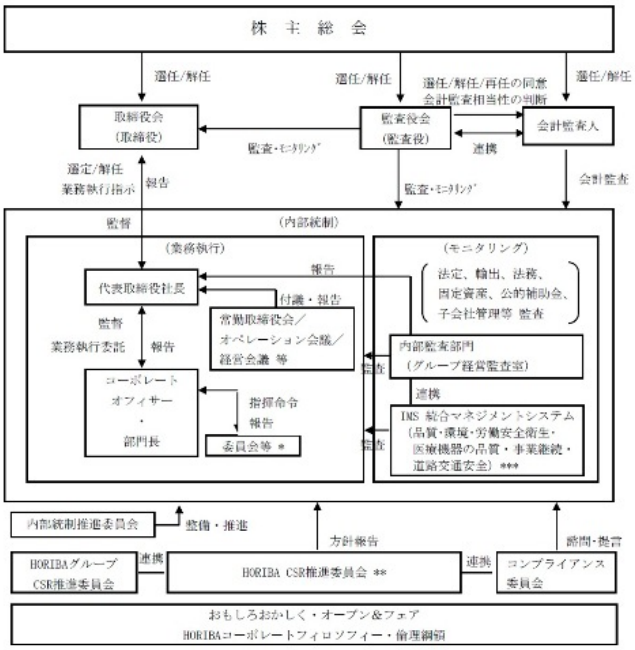
会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

（1）適時開示に関する基本方針
当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の適時開示規則によって定められている情報、並びに投資家にとって重要な情報を速やかに開示することに努める。

（2）会社情報の収集
当社は、各部署が把握した重要な会社情報について、取締役会もしくはオペレーション会議で報告を行っている。
また、関係会社が把握した重要な会社情報については、「関係会社管理規程」に基づき当社関係会社管理担当部署に報告を行い、内容によっては取締役会もしくは経営会議に報告を行っている。
ただし、特に緊急を要する内容については取締役会もしくは経営会議の開催を待たず、代表取締役社長への報告を行っている。

（3）会社情報の開示検討
当社は、重要な会社情報につき、財務担当部門、総務担当部門からなる「適時開示判定会議」を随時開催し、開示の要否を検討している。
開示が必要とされた場合は代表取締役社長または情報取扱責任者の承認を得た上で速やかに適時開示（TDnet登録）を行っている。

【コーポレートガバナンス体制：模式図】



*　委員会等とは、グループ公的補助金管理推進委員会、安全衛生委員会等「会議・委員会規程」に基づき設置、登録された会議、委員会をいう。

**　CSR推進委員会は、CSR方針・重点施策の決定、CSRに関する具体的活動のとりまとめのほか、リスク管理推進に関わる課題や対応策について、協議、承認する。

***　IMS統合マネジメントシステムは、平成26年２月より「事業継続（BCMS）」を、平成26年６月より「道路交通安全（ISO39001）」を加えて運用している。

【適時開示体制の概要】

